

別紙 9 サービス購入料の改定について（第 44 条関係）

1. 維持管理費相当の支払額の改定

(1) 価格指数比の算定

以下に従い、価格指数比を算定する。なお、価格指数とは、Corporate Service Price Index（日本銀行調査統計局による物価指数月報：）を指すこととし、価格指数比とは、ある価格指数と別の価格指数との商を指すこととする。

価格指数比に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- ① 第 1 回目の支払に際しては、契約日の属する月と第 1 回目の支払の対象となる維持管理業務期間の終了する日の属する月の前月との価格指数比
- ② 過去に対価の改定が行われていない場合の第 2 回目以降の支払に際しては、当該支払の対象となる維持管理業務期間の終了する日の属する月の前月と契約日の属する月との価格指数比
- ③ 過去に対価の改定が行われている場合の第 2 回目以降の支払に際しては、当該支払の対象となる維持管理業務の終了する日の属する月の前月と前回の対価の改定の基礎となった月との価格指数比

(2) 改定の条件

1) 改定率

改定率（価格指数比から 1 を控除した率とする。）の絶対値が 3.0%以下であった場合には、物価変動に基づく改定を行わないものとする。一方、改定率の絶対値が 3.0%を超える場合には、維持管理費相当分支払額に価格指数比を乗じて支払額を確定する。

2) 改定の頻度等

改定の頻度は、毎事業年度中に 1 回（10 月）とする。

◆ 改定率及び支払対価の計算方法

+

- ① $P_1 = P_0 \times (CSPI_1 / CSPI_0)$
 ただし、 $| (CSPI_1 / CSPI_0) - 1 | > 3.0\%$
- ② $P_n = P_0 \times (CSPI_n / CSPI_0)$
 ただし、 $| (CSPI_n / CSPI_0) - 1 | > 3.0\%$
- ③ $P_n = P_r \times (CSPI_n / CSPI_r)$
 ただし、 $| (CSPI_n / CSPI_r) - 1 | > 3.0\%$

P_0	: 契約書に記載されている維持管理費相当
P_1	: 第1回目に実際に支払われる物価変動反映後の維持管理費相当
P_n	: 第n回目に実際に支払われる物価変動反映後の維持管理費相当
P_r	: 前回対価改定となった維持管理費相当
$CSPI_0$	: 契約日の属する月の企業向けサービス価格指数「建物サービス」
$CSPI_1$	: 第1回目の支払の対象となる維持管理期間の終了の日の属する月の前月の企業向けサービス価格指数「建設サービス」
$CSPI_n$	: 第n回目の支払の対象となる維持管理期間の終了の日の属する月の前月の企業向けサービス価格指数「建設サービス」
$CSPI_r$	: 前回対価改定の基礎となった月の企業向けサービス価格指数「建物サービス」

CSPI（企業向けサービス価格指数）：Corporate Service Price Index（物価指数月報：日本銀行調査統計局による）

別紙10 出資者誓約書

平成 年 月 日

熊本大学大学長

様

出 資 者 誓 約 書

熊本大学（以下、「熊本大学」という。）及び〔 〕（以下、「事業者」という。）間において、本日付けで締結された熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業 建物の設計・建設及び維持管理等に関する基本契約（以下「本契約」という。）に関して、出資者である〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、熊本大学に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、本契約に定めるとおりとします。

記

1. 事業者が、平成 年 月 日に商法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は〔 〕株であり、うち、〔 〕株を〔 〕が、〔 〕株を〔 〕が、及び〔 〕株を〔 〕が、それぞれ保有していること。
3. 当社らは、熊本大学の承諾なく、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部の第三者への譲渡は一切行わないこと。
4. 事業者が本件事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式又は出資上に担保権を設定する場合、事前にその旨を熊本大学に対して書面により通知し、熊本大学の承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに熊本大学に対して提出すること。
5. 第3項及び第4項に規定する場合を除き、当社らは、本契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有するものとし、熊本大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、熊本大学の事前の書面による承諾を得て行うこと。

住所

代表取締役

印

住所

代表取締役

印

住所

代表取締役

印

以 上